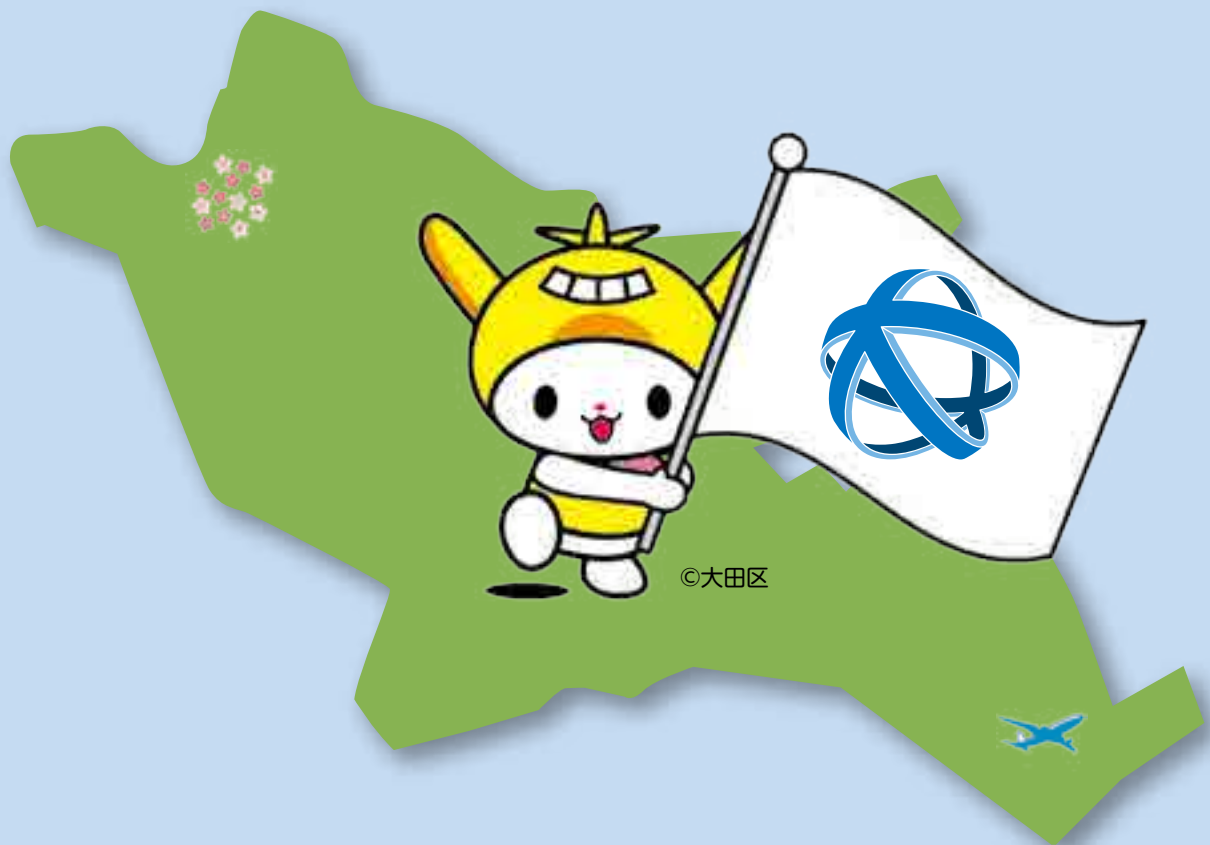


# おおた 子どもの生活応援プラン

大田区子どもの貧困対策に関する計画

—令和元年度 主な取組み—



令和元年 11 月

大 田 区



このマークは、視覚に障がいのある人などのための音声コードです。  
専用の読上げ装置、スマホ専用アプリなどで読み取ると音声で内容を確認できます。

# 1 計画策定の概要

## 計画策定の背景

厚生労働省の国民生活基礎調査によれば、平成 24 年時点の子どもの相対的貧困率は 16.3%、約 6 人に 1 人の子どもが相対的貧困の状態にあり、先進国の中でも厳しい状況であるとされています。

大田区では、すべての子どもたちの将来がその生まれ育った環境に左右されず、自分の可能性を信じて未来を切り拓く力を身につけることをめざし、平成 29 年 3 月に「おおた 子どもの生活応援プラン（大田区子どもの貧困対策に関する計画）」を策定しました。

※本プラン策定以降に発表された平成 27 年時点の子どもの相対的貧困率は 13.9%（約 7 人に 1 人）となっています。

## 区のめざす姿

子どもたちの将来が その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、  
地域力を活かし 必要な環境整備と教育の機会均等を図り、  
子どもたちが自分の可能性を信じて  
未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

## 計画の基本的考え方

- まずは子どもに視点を置き、以下の 4 つの視点で、生活実態を踏まえた支援展開を行います。
  - 視点 1 家庭・学校・地域・行政が「気づき・見守る」体制をつくる
  - 視点 2 妊娠期から高校卒業時の進路決定までを「切れ目のない支援」でつなぐ
  - 視点 3 自己肯定感の育成と自立の支援により「貧困の連鎖を断ち切る」
  - 視点 4 子どもたちの未来を拓く力を育むための「総合的対策を推進」する
- 「地域共通の課題」として、区民（地域住民）、地域活動団体、企業・事業者などと積極的に連携を図ります。
- 地域においては、すべての子どもたちが地域社会から切り離されないよう、社会的に包み込むような支援（＝「社会的包摂」）を実践します。

## 計画の期間と対象

- 本計画の期間は、平成 29 年度から令和 3 年度までの 5 年間とします。
- 本計画の対象は、原則として妊娠期から 18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの間にあ  
る子どもとその家庭とします。なお、「切れ目のない支援」や「貧困の連鎖防止」という視点から、  
18 歳を超えた青年期についても対象を狭めるものではありません。

## 2 子どもの生活に関する現状と課題

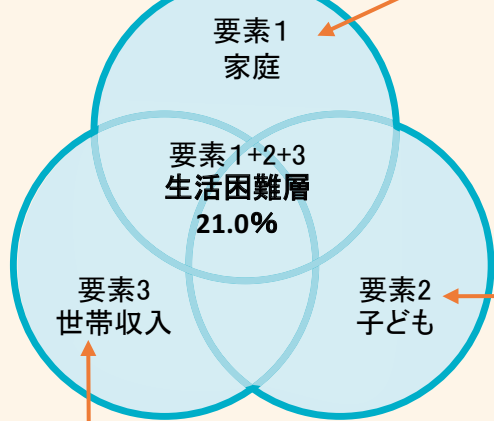
### 実態把握の方法

- 区における子どもの置かれた状況を把握し、今後必要な方策などの検討を行うため、次のアンケート調査・ヒアリング調査を実施しました。
  - 子どもの生活実態調査（保護者票・子ども票）  
期間：平成 28 年 6 月 23 日～7 月 7 日  
対象：大田区立小学校の 5 年生とその保護者（回収率：76.3%）
  - ひとり親家庭の生活実態に関する調査  
期間：平成 28 年 7 月 29 日～8 月 16 日  
対象：児童育成手当受給世帯の保護者 2,000 名（無作為抽出）（回収率：45.3%）
  - ヒアリング調査  
対象：区内施設・関係団体 17 か所（保育園、学校、NPO 団体など）

### 区における「生活困難層」の定義

- 「衣・食・住」という基本的な生活の場面で課題が生じている家庭や、経済的な理由で子どもに関する消費や外出・体験などの機会が限られている家庭において、生活困難の度合いがより高いのではないかと考えました。
- 「子どもの生活実態調査」の結果を基に、以下の 3 つの要素に着目し、これらのうちいずれか 1 つ以上に該当する場合を「生活困難層」、いずれの要素にも該当しない場合を「非生活困難層」と分類しました。その結果、21.0% が「生活困難層」に該当しました。

非生活困難層 79.0%  
(全体から生活困難層を除いた部分)



#### 要素 1：家庭からみた生活の困難

以下の 7 項目に関して、過去 1 年間に買えなかった経験、支払えなかった経験が 1 つ以上あると回答した世帯

- ①食料
- ②衣類
- ③電話料金
- ④電気料金
- ⑤ガス料金
- ⑥水道料金
- ⑦家賃

※ ①食料②衣類は「よくあった」「ときどきあった」のいずれかの場合

#### 要素 2：子どもからみた生活の困難

子どもとの経験や消費行動、所有物に関する以下の 14 項目に関して、経済的な理由で与えられていないとする項目が 3 つ以上あると回答した世帯

- ①海水浴に行く
- ②博物館・科学館・美術館などに行く
- ③キャンプやバーベキューに行く
- ④スポーツ観戦や劇場に行く
- ⑤毎月おこづかいを渡す
- ⑥毎年新しい洋服・靴を買う
- ⑦習い事（音楽・スポーツ・習字など）に通わせる
- ⑧学習塾に通わせる
- ⑨ 1 年に 1 回程度家族旅行に行く
- ⑩クリスマスのプレゼントをあげる
- ⑪正月のお年玉をあげる
- ⑫子どもの年齢に合った本がある
- ⑬子ども用のスポーツ用品・おもちゃがある
- ⑭子どもが自宅で宿題をすることができる場所がある

#### 要素 3：世帯収入からみた困難

公的年金や社会保障給付を含めた世帯の総収入に関して、世帯人数を踏まえて算出した額が一定水準未満\*とみなされる世帯

※ 一定水準未満とは、厚生労働省「平成 27 年国民生活基礎調査」(所得は平成 26 年値)の所得金額の中央値を平均世帯人数で除した値の 50%である等価世帯所得 135.3 万円未満を採用。なお、個々のサンプルで等価可処分所得を計算し、その中央値の 50%として求める貧困線の基準とは完全に一致しない点に留意。

### 3 施策体系

子どもの貧困対策を着実に推進するため、下記の施策体系により、部局間の連携強化を図ります。各部局は、子どもや保護者が抱える課題や支援へのニーズを先取りしながら、きめ細かい対応が可能な事業展開を行います。

#### めざす姿

子どもたちの将来が その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、地域力を活かし 必要な環境整備と教育の機会均等を図り、子どもたちが自分の可能性を信じて 未来を切り拓く力を身につけることをめざします。

#### 3つの柱

##### 柱1 経験・学力

子どもたちに良好な学習環境と多様な経験の機会を提供します

##### 柱2 生活・健康

子どもが健やかに成長するための暮らしに必要な環境を整えます

##### 柱3 居場所・包摂

子どもと保護者が安らげる居場所や社会とのつながりを持てる場を提供します

#### 施策分野

1-1 すべての子どもが学びの機会を得られるよう学力保障や学習支援の取組みを進めます

1-2 子どもの自立する力を育む経験の機会を提供します

1-3 進学支援や就学継続のための支援を行います

2-1 子どもの健康や生活を支える支援を推進します

2-2 保護者の生活・子育てを支援します

2-3 貧困の連鎖を断ち切るための就労支援を行います

3-1 子どもの孤立防止に向けた支援、居場所づくりを推進します

3-2 保護者の孤立防止に向けた支援を充実します

3-3 地域ぐるみで支える支援体制づくりを推進します

また、本計画による施策を推進するに当たっては、子どもの貧困対策の重点施策と、施策の柱に関連する指標を設定して、その改善に向けて取り組むこととします。

## 施策小分類

- 1-1-1 学校教育を中心としたすべての子どもに対する基礎的な学力の保障に取り組みます
- 1-1-2 学びの連続性を高める幼児教育を推進します
- 1-1-3 地域による学習支援を推進します
- 1-1-4 一人ひとりの課題に応じた学習の支援を充実します

- 1-2-1 自己肯定感を育てる活動を支援します
- 1-2-2 生きる力につながる活動を支援します
- 1-2-3 進学や就学につながるキャリア教育を推進します

- 1-3-1 就学前段階に関する給付などの支援を行います
- 1-3-2 義務教育段階に関する給付などの支援を行います
- 1-3-3 高等教育等の段階に関する給付などの支援を行います

- 2-1-1 すべての子どもの健康、医療に関する支援を推進します
- 2-1-2 子どもの食事や栄養の確保、食育に取り組みます
- 2-1-3 妊娠期から子どもの健康を支える取組みを推進します

- 2-2-1 保護者の養育力の向上を支援します
- 2-2-2 すべての子どもの養育を支え、特に支援を必要とする世帯に気づく支援を行います
- 2-2-3 ひとり親家庭に対する生活・子育て支援を充実します

- 2-3-1 家庭と仕事の両立を支援します
- 2-3-2 経済的困難を抱える家庭に対する就労支援を行います
- 2-3-3 ひとり親家庭に対する就労支援を行います
- 2-3-4 若者に対する就労支援を推進します

- 3-1-1 子どもの居場所づくりを推進します
- 3-1-2 子どもの抱える困難を把握し、必要な支援につなげます
- 3-1-3 地域での子どもの見守りを推進します

- 3-2-1 困難を抱える世帯に対する相談やアウトリーチなどの支援を充実します
- 3-2-2 特に支援を必要とする世帯の孤立を防止する取組みを推進します
- 3-2-3 ひとり親家庭の孤立を防止する取組みを推進します

- 3-3-1 支援する人材の確保と育成に努めます
- 3-3-2 教育と福祉分野の連携を推進します
- 3-3-3 地域活動団体などの活動を支援し地域力を高めます
- 3-3-4 切れ目のない支援のための関係機関の連携体制を強化します

4

令和元年度重点事業一覧

本計画期間においては、各施策の進捗状況や効果を常に検証・評価し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に実施していきます。

計画及び施策の見直し・改善の効果をより高めるため、「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」等を活用して施策の進捗状況や効果を検証・評価し、各年度における重点事業を定め実施していきます。令和元年度における重点事業は以下のとおりです。

柱1 経験・学力

すべての子どもに対する基礎的な学力の保障に継続的に取り組むほか、障がいのある児童・生徒に対する事業や不登校対策、若者の学びなおしに重点的に取り組みます。

令和元年度新規事業		
事業名	事業概要	担当課
中学生英語検定の実施	英語学習への意欲向上を図るため、区立中学校3年生の全生徒を対象に、実用英語技能検定（英検）を年1回公費負担で実施します。	指導課
既存事業における重点事業		
事業名	事業概要	担当課
習熟度別少人数授業の推進	小学3年生～中学3年生の算数・数学及び中学校英語について、よりきめ細やかな指導により基礎学力を向上させるため、講師を全校に配置し、習熟度別少人数指導を行います。	指導課
補習教室の実施	算数・数学の基礎の確実な定着と、英語に対する興味・関心の向上を図るため、学習指導講師が放課後及び土曜日に補習教室で指導を行います。	指導課
大田区こども日本語教室	日本語が不自由なために就学が困難な外国籍などの子どもに対して日本語教育の支援を行い、区立小・中学校へのスムーズな就学につなげます。	国際都市・多文化共生推進課
子どもの学習支援事業	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着と高校進学を支援します。	蒲田生活福祉課
適応指導教室「つばさ」	不登校になっている児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。	教育センター
日本語特別指導の充実	外国にルーツを持つ世帯の児童・生徒や帰国児童・生徒のうち日本語が不自由な子どもに対して、60時間を上限として指導員を派遣し、生活言語を中心とした集中的な初期指導を行います。	指導課
登校支援員の配置	不登校の予兆とされる登校しぶりの児童・生徒に対して顔見知りの学校の非常勤講師等が送迎や別室対応を行う登校支援員制度を新設し、担任教諭と連携しながら長期欠席とならないよう、きめ細かな支援を行います。	指導課
若者の学びなおし支援	さまざまな事情により高校進学をあきらめたり、中退した高校生世代の若者を対象に、高校進学に向けた学びなおしと、「高等学校卒業程度認定試験」の受験支援を行います。	蒲田生活福祉課
就学相談	関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との連携のもと、児童・生徒の障がいの種別や程度に応じた適切な教育環境への就学や転学、通級に関する相談に対応します。	教育センター
特別支援教育の充実	障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育の推進と充実を図るため、特別支援学級の指導の充実、通常学級との交流及び共同学習の促進、スクールカウンセラーによる相談・支援を行います。	指導課
リーダー講習会事業	小学生及び中高生を対象に、学校外・異世代間交流、野外活動等の体験活動を通じて、社会性及びリーダーシップを身につけます。小学生対象の講習会は、区から委託を受けた青少年対策地区委員会の企画・運営により実施します。	地域力推進課
就学援助費の支給	経済的理由によって就学困難と認められる児童・生徒の保護者に、給食費や学用品の購入費など、学校でかかる費用の一部を支給します。	学務課
奨学金貸付事業	就学するための費用を支払うことが困難な方に対し必要な学資金を貸付けることにより、有能な人材を育成することを支援します。	福祉管理課
高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	高等学校を卒業していない（中退含む）ひとり親家庭の親又は20歳未満の子がよりよい条件での就職や転職へつなげるために高等学校卒業程度認定試験（以下、「高卒認定試験」）の合格を目指し民間の講座を受講した場合、受講修了後及び高卒認定試験合格後に受講費用の一部を助成し、学び直しを支援します。	蒲田生活福祉課

## 柱2 生活・健康

妊娠期から子どもの健康を支える取組みや、家庭と仕事の両立支援に重点的に取り組めます。

令和元年度新規事業		
事業名	事業概要	担当課
離婚と養育費にかかわる総合相談	弁護士による離婚や養育費に関する法律相談と合わせ、「子ども生活応援臨時窓口」と連携し、家計や就労に関する自立支援、手当や各種減免制度など生活支援に関する相談にも対応できる体制とします。	福祉管理課
既存事業における重点事業		
事業名	事業概要	担当課
乳幼児歯科相談	乳幼児の歯の健全な発育のため、健康教育、健診、指導、予防処置を実施します。	健康づくり課
出産・育児支援事業 かるがも	妊娠届出時に専門職が面接を行い、その後も継続してさまざまな相談に応じることで、妊娠から出産、子育て期への切れ目のない支援を行います。	健康づくり課
すこやか赤ちゃん訪問事業	乳児とその産婦の心身の状況や養育環境の確認と、子育て情報の提供や相談支援を行うため、保健師、助産師が生後4か月までの乳児宅を訪問し指導を行います。特に支援が必要な家庭には、適切なサービスにつながるよう、子ども家庭支援センターなどと連携します。	健康づくり課
産後ケア事業	出産後の母親の身体的な回復や心理的な安定を目的として、訪問型あるいは外来型にて、助産師による乳房ケアや授乳指導を行います。	健康づくり課
大田区きずなメールの配信	出産や育児に関する信頼できる「大田区からの情報」を、出産予定日やお子さんの誕生日に合わせてタイムリーに配信し、適切なサービス提供につなげます。	健康づくり課
ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス事業	保護者の入院や仕事の事情などで、夜間や数日にわたり子どもの面倒がみられない家庭の子育てを支援するため、指定施設で一時的に子どもを預かります。	子ども家庭支援センター
緊急一時保育	保護者が出産や病気などで入院したときや、家族の看護、冠婚葬祭などで一時的に子どもを養育できないときに、区立保育園での保育を実施することで、緊急時であっても安定した子どもの養育ができるよう支援します。	保育サービス課
病後児保育事業	病気の回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的とし、所得に応じた利用料の助成を行います。	保育サービス課
児童館事業	地域の子育て支援の拠点として、学童保育の一時利用や一般利用（自由来館）、子育て全般に関する相談対応を行い、子どもの健全育成を推進します。	子育て支援課
認可保育園	保護者が就労などにより保育が必要な乳幼児を保育します。また、心身に障がいや有する児童について集団保育の中で適切な統合保育を行い、その児童の望ましい発達を促進します。	保育サービス課
放課後ひろば (学童保育事業)	就労などのため昼間保護者のいない家庭の児童を対象に、区立小学校施設を活用して遊びや生活の場を提供し、放課後の安全・安心な居場所の提供と児童の健全育成を図ります。	子育て支援課
女性の就労支援 (再チャレンジ等)	女性がさまざまな分野で希望を持ってチャレンジできるよう、再就職に関する講座を開催し、就労を支援します。	人権・男女平等推進課
生活再建・就労サポートセンター JOBOTA	経済的自立と就労に向けた支援を行う自立相談支援、家計の見直しをサポートする家計相談支援、就労や生活習慣に課題を抱える方への就労に向けたサポートを行う就労準備支援、離職等により住居を失うおそれのある方に家賃相当額を支給する住居確保給付金といった支援メニューに基づき、問題の整理・解決をご本人とともに目指します。	蒲田生活福祉課
母子家庭及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、就労のための能力開発講座の受講、修了した場合に受講経費の一部を助成することで保護者の就労を支援します。	蒲田生活福祉課
母子家庭及び父子家庭高等職業訓練促進給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が、国家資格等の取得を目的として、1年以上養成機関で修業する場合、一定期間経済的支援を行うことで、安定した修業への支援を行います。	蒲田生活福祉課

### 柱3 居場所・包摂

地域で展開されているこども食堂の運営支援をする「こども食堂推進事業」のほか、「地域とつくる支援の輪プロジェクト」により、保護者の孤立防止と子どもを見守る体制づくりに取り組みます。

令和元年度新規事業		
事業名	事業概要	担当課
こども食堂推進事業	子どもや保護者が安らげる居場所として地域で展開されている「こども食堂」の継続的・安定的な活動を支援するため、運営団体に対して活動費の一部を補助します。	福祉管理課
既存事業における重点事業		
事業名	事業概要	担当課
中高生の居場所の充実	大規模児童館などを活用した中高生の居場所を整備します。さまざまな活動、交流、相談支援を通じて、豊かな人間性の醸成が必要な時期にある中高生の健全育成を図ります。	子育て支援課
教育センター（教育相談）	学校不適応の解消のため、不登校や問題行動、発達に関わることなど、子どもに関わるさまざまな問題や悩みについて保護者からの相談に応じ、支援や望ましい関わり方の助言を行います。	教育センター
子どもの心サポート月間（学校生活調査の全校実施）	児童・生徒一人ひとりの抱える悩みを早期に発見し迅速に対応するため、6月と11月を「子どもの心サポート月間」として学校生活調査を実施します。調査結果を踏まえ、担任やスクールカウンセラー、養護教諭等が面談を実施するなど、一人ひとりの心を見つめ組織的に問題解決を図ります。	指導課
児童虐待の通告・相談	非常勤児童虐待対策コーディネーターを1名増員し2名とします。迅速な初動調査や連携、安全確認の体制を強化するため警察OBによる児童虐待対応強化員を配備します。	子ども家庭支援センター
配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援	配偶者暴力は重大な人権侵害であるという認識について、広く共有されるよう講座などにより啓発を行うとともに、被害者が相談しやすい体制を整備します。	人権・男女平等推進課
自殺総合対策事業	自殺の現状やゲートキーパーの役割を紹介する研修やパネル展等の啓発活動や、うつ病初期症状のスクリーニングから相談機関へつなげる仕組みを確立することで、自殺に追い込まれないような体制づくりを進めます。	健康医療政策課
子ども生活応援臨時窓口	子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、「生活再建・就労サポートセンターJOBOTA」による出張型の臨時相談窓口を開設します。	蒲田生活福祉課
障がい児・者の相談窓口	障がい者総合サポートセンターは障がいに関わる相談支援の中核として、さまざまな分野の専門スタッフが相談支援事業を行います。また、障害福祉課・地域福祉課では適時適切な情報提供を、地域健康課では子育て・精神保健・自立支援医療に関する相談に対応します。	障がい者総合サポートセンター 障害福祉課 地域福祉課 地域健康課
子どもの貧困対策に関する意識啓発	子どもの貧困及び社会的包摂に関する理解を深め、地域における支援の広がりを実現するため、地域講座などを開催します。	福祉管理課
スクールソーシャルワーカーの派遣	不登校になっている児童・生徒が早期に在籍校に復帰できるよう、保護者・在籍校と連携し、学習支援や集団での活動支援を行います。	教育センター
スクールカウンセラーの配置	中学校及び児童数の多い小学校に週2日、それ以外の小学校と館山さざなみ学校、中学校の相談学級には週1日スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒・保護者・教員からの相談を受け、心理的専門家の立場から学校における相談体制の充実を図ります。	教育センター
地域とつくる支援の輪プロジェクト	子どもの貧困対策に資する区民活動の支援や活動団体間のコーディネートを行うとともに、新たな地域資源の開拓に取り組みます。	福祉管理課
要支援家庭等対策委員会	虐待や配偶者への暴力、生活困窮などにより支援が必要な家庭に対して、部局間連携をもって横断的、多面的な支援を実施するため、各部局における取組みの相互理解を深める活動を通じ、連携強化を図ります。	福祉管理課

### すべての柱に基づく事業

令和元年度新規事業		
事業名	事業概要	担当課
子どもの長期休暇応援プロジェクト	「おおた 子どもの生活応援プラン」の施策の柱「経験・学力」「生活・健康」「居場所・包摂」を念頭に置いたメニューとして、夏休み等長期休暇中の学習と食事支援、体験機会の提供を行います。	福祉管理課

さらなる  
充実のために

大田区子ども生活応援基金を創設しました





## 5 ～広げよう!子どもを育む支援の輪～地域とつくる支援の輪プロジェクトに取り組んでいます

地域では、子どものための活動が数多く展開されています。これらの活動は、子どもたちにとって家庭、学校とともに、安心して過ごせる居場所をつくりだしています。また、活動同士が連携したり、区と連携することで、より多くの子どもたちを支える取組みへと成長します。

区は、地域で展開されている子どもの生活応援に資する活動の支援と、その活動を通じた子どもを見守る体制づくりに向けて、「地域とつくる支援の輪プロジェクト」に取り組んでいます。

### 本プロジェクトの2本柱

#### 地域活動の継続・安定・広がりのために

地域で活動する団体同士の緩やかなつながりを構築するため、活動が広く認知されるための手法や、地域に求められている活動について話し合っています。

また、今は支えられることが多い子どもたちが、次世代の担い手として地域と関われるよう、子どもたちが積極的に参画できる活動も取り入れています。

#### 気づき・見守る体制づくりのために

地域活動を通じて子どもと関わることにより、子どもが課題を抱えたときの話し相手、相談相手になったり、必要な支援につなげたりするなど保護者や先生とは異なる立場から見守ります。

地域全体で子どもたちを包み込む体制をつくります。



### 平成30年度の取組み

#### ◆準備会を設立しました◆

地域にはどんな情報提供が必要か、どんなネットワークならば負担なく継続できるかを話し合う場として、準備会を設立しました。

#### ◆全体会を開催しました◆

《平成30年12月12日(水) 区民ホールアブリコ》

地域で子どもを育むという目的により、支援者同士のつながりを構築する第一歩として、子どもの生の声を聞くため、「こども1000人アンケート」とアンケート結果をもとに子どもと対話する「コドモトーク」を実施しました。



「こども1000人アンケート」の結果の詳細は、こちら



## 6 地域でみつけた“子どもの生活応援”

### Vol.1 当事者による当事者のためのガイドブック —「ゆでたまご」の取組み—

さまざまな事情から、家庭での養育が困難な子どもたちが生活する場として、児童養護施設や里親という制度があります。これらの制度が利用できるのは18歳までで、その後は自宅に戻るか、自立をしなければなりません。

「社会的養護退所者向けガイドブック委員会ゆでたまご」（以下「ゆでたまご」と表記）は、自立していく若者たちの助けになるようガイドブックを作成しました。

#### ～「ゆでたまご」のはじまり～

この活動のきっかけは、自らも児童養護施設で育った「ゆでたまご」代表の阿部華奈絵さんと、日本大学文理学部の井上仁教授との出会いでした。

井上教授の講演会に参加した阿部さんは、児童養護施設退所後の生活の中で困りごとが生じた際、どこに相談すればいいのかわからない、施設の職員さんに相談したくても、忙しそうで相談しづらいなど、日ごろ感じていた課題を訴えました。

井上教授と阿部さんは話し合いの中で、自分たちに何ができるかを考え、「手元に置ける相談先の一覧があれば」という思いから、ガイドブックを作成することに決めました。

#### ～それぞれのサポート～

ガイドブック作成メンバーは、児童養護施設や里親のもとで育った方々が中心となって動きました。毎月1回定例で開催した打ち合わせは、いつも盛り上がり、予定の2時間で収まった試しがないそうです。

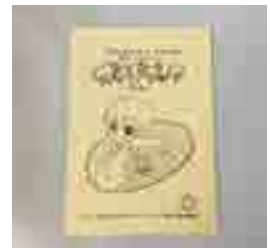
井上教授は、「私たちは指導ではなく、サポートすることを心掛けました。指導してしまうと、大人の思うままの方向に行かせてしまいます」と話し、メンバーの意見や悩みを聞いたり、有効な方法を伝えたりしました。また、「ゆでたまご」の事務局である大竹伸康さんは、路上生活者対策事業を担う社会福祉法人有隣協会に所属する中で、社会的養護退所者への自立に向けた早期支援の必要性を感じ、この活動に参加しました。ガイドブックの作成では、委員会の連絡調整や、相談先に掲載許可をとるなど、メンバーが円滑に活動できる

ようサポートしました。

出来上がったガイドブックには、お金、仕事、健康についての相談先や、そして、なんでも相談できる団体などが紹介されています。その相談先は、当事者の方が実際に行ったことのある場所を中心に掲載しています。



「ゆでたまご」  
ロゴマーク



手描きのイラストが  
入ったガイドブック

— 区内の児童養護施設である救世軍機恵子寮の高田祐介施設長に、このガイドブックをご覧になった感想を伺いました —

児童養護施設を退所するすべての子どもたちが、退所後も施設とのつながりを望むわけではありません。そんな子どもたちの思いにも寄り添って作成されたのが、このガイドブックだと思います。退所者が一人で悩みを抱えこむような状況にならないために、このガイドブックが子どもたちと社会をつなげるきっかけになることを願います。そして、私たちが彼らへ「切れ目のない支援」を届けられるよう、一人ひとりの子どもと「つながり続けようとする」ということが何より重要です。施設職員が退所者本人に寄り添ったアフターケアを行うことに加え、こうした取組みを支える制度や仕組みづくりも欠かせないと感じています。

「ゆでたまご」の活動は、困ったときの相談先を案内するとともに、「あなたは一人じゃない」というメッセージを届けています。区はすべての子どもたちが、さまざまなつながりの中で成長していけるよう、こうした活動の広がりを今後も支援していきます。

区内の高等学校では、地域とつながるさまざまな活動が行われています。今回は、2つのトピックを紹介します。

### ～みんなの椅子プロジェクト～

令和元年7月、六郷工科高等学校の生徒たちが製作した椅子が、蓮沼にある「気まぐれ八百屋だんだん」の近藤博子さんに届けられました。

このプロジェクトは、「元気なお年寄りが増えるように、何か地域に根差したことをやりたい」という思いで集まった地域の方々と話し合い、買い物帰りにどこか座れる場所があったらいいという意見がきっかけとなりました。近藤さんが、あるイベントを通じて六郷工科高等学校の佐々木哲校長先生に相談したところ「それならうちの生徒に椅子を作ってもらおう」ということになり、「みんなの椅子プロジェクト」がスタート。

椅子は廃材のみで製作されており、生徒は材料集めに苦労したそうですが、責任を持って心を込めて作りました。

佐々木校長は、「普段は、技術を磨くことを意識している生徒たちが、この椅子の製作を通じて、『誰かのために作る』という意識が新たに生まれ、生徒にとってもいい経験になったでしょう」と今回のプロジェクトへの感想を話してくれました。

出来上がった椅子は、地域の方が気軽に座ってもらえるよう、お店の外に置かれています。近藤さんは「早速、地域の方から『ここに座ってもいいですか?』『自分の家の前にも椅子を出しました!』と声をかけてもらっています。同じような活動がもっと広がり、地域でほっとできる場所が増えればいいと思います」と嬉しそうに話してくれました。

出来上がった椅子を前に記念撮影  
(右から佐々木校長、近藤さん、阿部副校長)



### ～おもちゃの病院～

大森学園高等学校では、壊れたおもちゃを無料で修理する「おもちゃの病院」を定期的に開院しています。ボランティアで活動する生徒は10人。

お客様となるのは、子どもたちから高齢者まで幅広く、持ち込まれるものは、ぬいぐるみやラジコン、目覚まし時計などさまざまです。

「おもちゃの病院」は、1か月に1回、土曜日に開院しており、お客様の受付から、修理後の引渡しまで、すべて生徒たちが行っています。受付時は病院らしく「カルテ」を作成し、「直す」ではなく、「治す」という表現を用いています。



器用に犬のおもちゃを修理する生徒

簡単なものはその日のうちに、時間を要するのは、活動日である月・木・金曜に修理します。おもちゃによっては、1か月以上かかるものもあるので、お客様と連絡を取りながら進めます。3年生を中心に後輩を指導し、それぞれが得意な分野を活かしながら取り組んでいます。

顧問の百瀬浩一先生は、「生徒たちには日ごろから自分にできることを自分で探して行動しようとして伝えています」と生徒の自主性を尊重しています。

生徒たちは、「治ったおもちゃを見てお客様が喜んでくださるので、とてもやりがいがあります」「おもちゃを預けると泣いてしまう子どもを見て、おもちゃは、子どもたちにとって家族のような存在だと感じ、早く修理して届けたいという気持ちになります」と話してくれました。

高校生たちの活動のきっかけはさまざまですが、取り組んだことで自身が成長し、達成できたことの積み重ねにより地域とのつながりが生まれています。区は、こうした活動を積極的に発信し、子どもたちの自己肯定感の醸成を支援していきます。

大田区の学習支援は、区の事業として行っているもののほか、地域の活動団体により展開しているものがあります。対象や支援の方法などは、団体により異なります。



### NPO が運営する学習塾 「自由塾」

進学塾とは異なり、アットホームな雰囲気のある教室を区内に4か所運営しています。企業や地域からの支援を受け、通信教材の提供、クリスマス会・合宿などの課外授業も定期的に行っています。

- ▶ 対象：小学校4年生～高校生
- ▶ エリア：大森・蒲田・仲池上・糀谷
- ▶ 問合せ先：特定非営利活動法人  
ユースコミュニティ  
youthcommunityota@gmail.com

### 地域学習教室 いるか

子どもたちにとって安心できる「居場所」にこだわった学習教室です。スタッフは、地域の高校生や大学生で、小学校の特別支援教室に勤務する教室長が、多様な背景の子どもたちを明るく豊かな発想力でサポートします。

- ▶ 対象：小学生
- ▶ エリア：大森西付近
- ▶ 問合せ先：iruca.de.manabou@gmail.com



「ベストキッズ」の学習サポーター



### てらこや@こらぼ

学習の基礎から応用・高校受験まで、子どもたちの勉強のつまずきや疑問に応えサポートします。また、不登校の子どもたちの学習や相談にも応じています。子どもたちのこれから「伸びる芽」と意欲を大事にしています。どうぞご連絡ください。

- ▶ 対象：小学校3年生～中学生
- ▶ エリア：区内主域（特に大森地域）
- ▶ 問合せ先：子ども教育支援の会  
グループてらこや  
☎ 080-5680-3312（森）

### 個別指導教室 ベストキッズ

「互いの違いを認め合い、共に生きていく」地域社会をつくることを目的に、500円/時で実施しています。基礎学力の定着から高校・大学入試準備まで。一人ひとりの夢をかなえるためにとことん生徒に寄り添いサポートします。

- ▶ 対象：小学校3年生～高校生
- ▶ エリア：糀谷・大森南・池上・羽田・馬込・蒲田西・六郷
- ▶ 問合せ先：自主学習支援会  
☎ 080-3520-4689（河合）  
kawai0316@softbank.ne.jp



『子ども食堂』とは、子どもが安心して行ける無料または低額の食堂です。地域のおじさんやおばさん、子育て中のパパやママ、一人住みの学生など、地域で暮らす誰もが気軽に来られる場です。多くの人たちが自分の居場所と感じられるような場、世代間交流ができる場になっています。

No	名称	会場	開催日 (変更もあり)	利用料
①	上池台子ども食堂	[カフェと囲碁ひだまり] 上池台 1-32-7-2F	金曜日 (月 1 回) 18:00 ~ 20:00	大人 500 円 子ども 300 円
②	大岡山子ども食堂	[Salon, Cafe & Bar Toi Toi Toi] 北千束 3-20-8 スターバレー II 1F	第 4 火曜日 18:00 ~ 21:00	大人 500 円 子ども 100 円
③	子ども食堂 ヒロ	[ハーブティー HIRO] 南千束 2-18-13	火・木曜日 11:30 ~ 19:00 水・金曜日 18:00 ~ 19:00	登録料 100 円が別途必要 (スペシャルデーは不要) 中学生以上 650 円 4 歳まで 200 円 小学生 300 円
④	嶺町子ども食堂 みんなでごはん	[嶺町文化センター 2F] 田園調布本町 7-1	第 4 水 ~ 金曜日いずれか 17:00 ~ 20:00	大人 500 円 子ども 200 円 (きょうだい割有)
⑤	子ども食堂 夢あ〜る	[夢あ〜るプロジェクト] 矢口 1-5-4 まーざ金親ビル	第 2・4 金曜日 18:00 ~ 20:00	大人 400 円 子ども 200 円
⑥	だんだん 子ども食堂	[気まぐれ八百屋 だんだん] 東矢口 1-17-9 *ワンコインはコインならなんでも OK !!	毎週木曜日 17:30 ~ 20:00	大人 500 円 子ども ワンコイン
	だんだん 子どもカフェ		毎月 1 回土曜日 11:00 ~ 14:00	大人 500 円 子ども ワンコイン
⑦	れんげの会 子ども食堂 With おとな	[ライフコミュニティ西馬込 他] 西馬込 2-20-1	毎月 1 回 14:00 ~ 17:00	大人 100 円 子ども 無料
⑧	南馬込 アグネス子ども食堂	[大森聖アグネス教会ホール] 南馬込 1-58-8	第 2 土曜日 (変更有) 12:00 ~ 15:00	大人 300 円 子ども 無料
⑨	子ども食堂 (おぼんざい 地獄に佛)	[おぼんざい 地獄に佛] 山王 2 丁目 地獄谷	毎月 2 回 (20 食先着) 16:00 ~ 18:00	大人 500 円 子ども 無料
⑩	大森東 しあわせ食堂	[城南保健生協] 大森東 4-3-3 大碁コーポ 301	第 4 金曜日 17:30 ~ 19:00	大人 無料 子ども 無料
⑪	いちご食堂 ~子ども食堂×地域包括×国際交流~	[矢口文化会館] 矢口 1-21-23	隔月の第 1 日曜日 交互に開催 12:00 ~ 15:00	大人 500 円 中高生 300 円 小学生 200 円 乳幼児 無料
		[鶴の木三丁目会館] 鶴の木 3-15-14		
⑫	本羽田ラーメン子ども食堂	[本羽田一丁目町会会館] 本羽田 1-13	第 3 木曜日 16:00 ~ 19:00	大人 300 円 子ども 100 円
⑬	南六郷ラーメン子ども食堂	[南六郷二丁目団地] 南六郷 2-35-1-121	11:30 ~ 14:00/16:30 ~ 19:00 定休日: 日曜 (その他不定休有)	大人 300 円 子ども 100 円
⑭	多文化交流子ども食堂 in かまた	[ギリシャレストラン スピロース] 蒲田 5-7-6	偶数月 第 3 月曜日 17:00 ~ 19:00	大人 500 円 子ども 300 円
⑮	多世代交流子ども食堂 in まごめ	[梅田小学校内] 南馬込 6-6-1	奇数月 第 4 金曜日 17:00 ~ 19:00	大人 500 円 子ども 300 円
⑯	ミノラス子ども食堂	蒲田 1-28-17	第 2・4 金曜日 (30 食先着) 17:30 ~ 20:00	大人 500 円 子ども ワンコイン
⑰	こあら村の子ども食堂	[こあら村] 久が原 6-26-4	毎月 1 回 後半の水曜日	大人 300 円 子ども 100 円

お問合せ

大田区社会福祉協議会おおた地域共生ボランティアセンター  
大田区西蒲田 7-49-2 社会福祉センター 5 階 / ☎ 03-3736-5555

## 7 計画の推進

### 計画の推進と進捗管理

- 庁内はもとより国・東京都との連携を強化するとともに、地域の代表や有識者を含めた多様な関係者により構成する「おおた 子どもの生活応援プラン推進会議」を設置し、本計画をより一層推進していきます。
- 区民や地域活動団体の自主的な活動への支援を通じて、子どもたちを温かく包み込むような社会の実現に取り組んでいきます。
- 本計画期間においては、各施策の進捗状況や効果を常に検証・評価し、社会経済状況をはじめとする子どもの貧困を取り巻く環境の変化を的確に捉えながら、本計画及び各施策の見直し・改善を適切に実施していきます。

### 計画の指標

本計画の実効性を担保するため、以下の指標を設定します。各指標の動向を確認することで、施策・事業の実施状況や効果などを検証するとともに、必要に応じて見直しや改善に努めます。

	指標名	目標	概要	平成 29 年度	直近値 (平成 30 年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率		不安定就労や失業につながる可能性のある高等学校中退の状況を把握する指標	3.20%	4.10%
2	大田区学習効果測定の期待正答率を上回った生徒の割合		大田区学習効果測定(中学3年生数学)で、基礎学力が定着している生徒の割合を計る指標	65.1%	64.5%
3	「自分にはよいところがある」と答える子どもの割合		区立小学校の児童(小学6年生)の自己肯定感を計る指標	76.1%	82.2%
4	ひとり親に対する就業支援事業(またはJOBOTA)を利用した人のうちの就業者数(率)及び正規雇用率		就業支援事業による、ひとり親家庭の就業の状況を把握する指標	(JOBOTA) 就労支援者数 15名 就業者数 6名 正規雇用率 13%	(JOBOTA) 就労支援者数 15名 就業者数 7名 正規雇用率 43%
5	妊娠届出者に対する面接を行った割合すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率		子どもの貧困につながるリスクの高い家庭を早期発見する予防的な活動の浸透度を計る指標	・妊娠届出者に対する面接を行った割合 72.3% ・すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率 96.0%	・妊娠届出者に対する面接を行った割合 78.7% ・すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率 92.4%
6	区立小学校の定期歯科健診(小学1年生)で未処置のむし歯がある子どもの割合		歯磨きを含む基本的な生活習慣が子どもに身に付いているかなど子どもの成育環境を示す指標	16.32%	17.9%
7	不登校の児童・生徒の出現率(小・中学生)		将来的に貧困に陥るリスク要因の一つである不登校の児童・生徒の割合を把握する指標	小学生 0.43% 中学生 3.95%	令和元年12月公表予定
8	本計画の推進に資する事業を担う活動団体・拠点数		子どもの貧困対策に取り組む地域の力を表す間接的な指標	団体・拠点数 72	—
9	「社会的包摂」の認知度		本計画の大きなテーマのひとつである「社会的包摂」を普及させるための指標	—	—

社会保障の大きな目的の一つは、「貧困」に陥る危険を予防し、貧困からの脱却を支援することにあるといえます。

「貧困」は、所得水準が低いなど金銭的・物質的な資源の欠如を表す概念であり、今日においても物質的な貧困の解消は重要な課題ですが、近年ヨーロッパ諸国では、従来の貧困の概念をより広くとらえ深く掘り下げた「社会的排除」(social exclusion)という概念が、社会政策の考え方の主流となりつつあるとされています。

この「社会的排除」という概念は、従来の貧困の考え方をより革新し、資源の不足そのものだけを問題視するのではなく、その資源の不足をきっかけに、徐々に、社会における仕組みから脱落し、人間関係が希薄になり、社会の一員としての存在価値を奪われていくことを問題視するものであり、社会の中心から、外へ外へと追い出され社会の周縁に押しやられるという意味で、「社会的排除」という言葉が用いられています。一言で言えば、社会的排除は、人と人、人と社会との関係に着目した概念であると言えます<sup>2</sup>。

多くの人々は、家庭、地域社会、または企業が提供する労働市場のそれぞれ、もしくはいずれかに、自分の「居場所」と「役割」を見出すことで、社会生活に参加し、お互いの存在意義を認め合い尊重する中で、自立して生活しています。ところが、近年、社会的つながりの希薄化を背景に、社会に「居場所」と「役割」がなく、貧困や失業といった生活上の困難に遭遇した場合に、社会との接触が途絶え、その後も社会から隔絶された状態に陥りやすいという問題を生んでいます。近年の高齢者等の孤独死、ひきこもり、自殺等の社会問題の増加の背景にある現象ともいえます。

一方で、「社会的包摂」は「社会的排除」の解消を表す言葉であり、貧困や失業など様々な事情を背景に、社会から結果的に排除されている人々の他者とのつながりを回復し、社会の相互的な関係性の中に引き入れていこうという考え方です。そのためには、家庭、地域社会、職場の機能を再生することに加え、様々な領域にわたる問題が複雑に絡んで自分の力のみでは必要な支援策にたどり着くことが困難な人に対しては、その方の抱える問題を全体的・構造的に把握した上で、当事者本位の個別的、継続的、包括的な支援を行う仕組みを構築することが重要です。

また、社会的包摂政策をいち早く打ち出したEU諸国において、社会的包摂を促す政策の最大の柱は雇用政策です。なぜなら、EU諸国では、現代社会において、個人が他者とつながり、自分の価値を発揮する最たる手段が就労だと理解されているからです。働くことというのは、単に賃金をもらうための手段というだけではありません。働くことによって、人は社会から存在意義を認められ、「役割」が与えられます。働くことは、社会から「承認」されることであるといえます。だからこそ、人は「働く権利」があり、失業していることは、その機会を奪われることであり、失業そのもの自体が、たとえ生活に何の影響を及ぼさなくても、社会問題であると認識されています<sup>3</sup>。

政府は、個人の努力や家族の支援だけでは解決困難な問題に対して、放置して見過ごすのではなく、社会全体の問題として受け止め、国民一人ひとりが、希望を持ち、健やかに安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、社会の変化に対応した社会的包摂の取組みを推進していくことが重要です。

<sup>1</sup> 平成24年版厚生労働白書(厚生労働省)

<sup>2</sup> 阿部 彩『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』(講談社現代新書, 平成23年) p.93

<sup>3</sup> 同上 p.110



**おおた 子どもの生活応援プラン**  
—大田区子どもの貧困対策に関する計画—  
**令和元年度 主な取組み**

発行年月：令和元年 11 月  
発行：大田区福祉部福祉管理課  
〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目 13 番 14 号  
電話 03-5744-1111（代表）



©大田区  
大田区公式PRキャラクター

**はねびん**